

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）について

新型コロナウイルス感染症にかかる対応として、国において実施される令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）を、本市において実施いたしますので、報告いたします。

1 目的

既の実施している子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金、追加給付金）において、基準日より後の離婚等によって新たに対象児童の養育者になっているにも関わらず給付金を受け取れなかった保護者に、子育てを支援する目的で事業の一部を見直して実施する。

2 支給対象者等

| 支給対象者 | 見込人数 |
|--|------|
| ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当（本則給付）の受給者（令和4年2月28日までに支援給付金の申請をする場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続きを完了し、申請時点において児童手当（本則給付）の受給者）になった方 | 90人 |
| ②令和3年9月30日時点において高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）養育していなかったが令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに支援給付金の申請をする場合は申請時）において高校生等を養育している方 | |
| ③その他これらに準ずる方（DV特例・施設特例の所要の手続きを行っておらず、給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により、養育者が代わっている場合等） | |

3 支給額

児童1人あたり10万円

ただし、支給対象者からの申請に基づき、先行給付金、追加給付金の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合や、先行給付金、追加給付金の受給者が対象児童のために当該給付に相当する額の金銭等を消費していた場合はその額を控除する。

4 補助率

事務費含め、全額国庫負担（10/10）

5 所得制限限度額

先行給付金と同じ